

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）【信組告示】

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 最低要件</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 開示（<u>第二百十三</u>条）</p> <p>第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率（<u>第二百十四</u>条）</p> <p>第九款 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件（<u>第二百十五</u>条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>第八章 雑則（<u>第二百六十五</u>条・<u>第二百六十六</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 最低要件</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 開示（<u>第二百十三</u>条・<u>第二百十四</u>条）</p> <p>第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率（<u>第二百十五</u>条）</p> <p>第九款 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件（<u>第二百十六</u>条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>第八章 雑則（<u>第二百六十五</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六（略）</p>

七 金融機関 次に掲げる者をいう。

イ ホ (略)

(削る)

八 三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ ロ (略)

ハ 地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー

ニ リ (略)

三十六 七十七 (略)

(地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー)

第三十一条の二 地方公営企業等金融機構向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウエイトは、パーセントとする。

2 前項の場合を除き、地方公営企業等金融機構向けのエクスポージャーのリスク・ウエイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十四条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(我が国の政府関係機関向けエクスポージャー)

第三十二条 我が国の政府関係機関(特別の法律に基づき設立された法人(業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。))であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。(向)の円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウ

七 金融機関 次に掲げる者をいう。

イ ホ (略)

ハ 商工組合中央金庫

八 三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ ロ (略)

(新設)

ハ チ (略)

三十六 七十七 (略)

(新設)

(我が国の政府関係機関向けエクスポージャー)

第三十二条 我が国の政府関係機関(特別の法律に基づき設立された法人(株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。))であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。(向)の円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたも

エイトは、十パーセントとする。

- 一 政府が過半を出資している法人（株式会社を除く。）
- 二 政府が出資している法人（株式会社を除く。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。次号において同じ。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。）の認可（承認を含む。以下この項において同じ。）を受けなければならない法人

三 政府が過半を出資している法人（株式会社に限る。次号において同じ。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人

四 政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人

2 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイから八までのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつ

のリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

- 一 政府が過半を出資している法人
- 二 政府が出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。）の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

(新設)

(新設)

2 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与

て、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1 4以上であるもの

ロ・ハ (略)

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポージャー)と担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

された格付に対応する信用リスク区分が1 4以上であるもの

ロ・ハ (略)

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポージャー)と担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共団体及び我が国の政府関係機関をいう。

<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(ボラティリティ調整率の適用除外)</p> <p>第七十六条 (略)</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門</p> <p>二 丁六 (略)</p> <p>(保証人及びプロテクション提供者の適格性)</p> <p>第九十七条 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならぬ。</p> <p>一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十四条又は第三十五条に掲げる主体</p> <p>二 (略)</p> <p>(計算方法)</p> <p>第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。)について、被保証</p>	<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(ボラティリティ調整率の適用除外)</p> <p>第七十六条 (略)</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門</p> <p>二 丁六 (略)</p> <p>(保証人及びプロテクション提供者の適格性)</p> <p>第九十七条 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならぬ。</p> <p>一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十四条又は第三十五条に掲げる主体</p> <p>二 (略)</p> <p>(計算方法)</p> <p>第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。)について、被保証</p>
---	---

債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第二項、第二十九条第一項、第三十一条の二第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第二項及び第三

十一条の二から第三十五条までに掲げる主体

ロ ホ (略)

五 九 (略)

3・4 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百六十五条 金融庁長官は、第三十八条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げな

債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第二項、第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第二項及び第三

十二条から第三十五条までに掲げる主体

ロ ホ (略)

五 九 (略)

3・4 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百六十五条 金融庁長官は、第三十八条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

い。

(經由官庁)

第二百六十六条 信用協同組合は、第二百五十一条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2| 信用協同組合は、第二百五十二条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して届け出なければならない。

3| 信用協同組合は、第二百五十二条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

(新設)